破産手続廃止

平成２１年（フ）第４３７号
東京都国分寺市内藤１丁目５番地22テラス内藤Ｂ棟、破産手続開始決定時の住所東京都東大和市立野２丁目２番地の５エストヴォーレ上北台602
破産者　小松　太一
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１３８０１号
東京都目黒区平町１丁目16番19号
破産者　株式会社創輝
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３８０２号
東京都目黒区平町１―16―19、住民票上の住所神奈川県川崎市川崎区日進町１－５―1001
破産者　藤野　昌弘
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５６３６号
東京都目黒区目黒本町４丁目２－９　村田方、開始決定時の住所東京都目黒区目黒本町４丁目２－９
破産者　村田　博光
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６１１０号
千葉県松戸市古ケ崎206―６
破産者　松田　吉広
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８１３４号
東京都練馬区上石神井３丁目２―33
破産者　大澤　穣治
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８５６８号
東京都渋谷区円山町22番14号
破産者　泉タイルカーペット株式会社
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９２７１号
東京都板橋区大門９番６―604号
破産者　有限会社藤プリンティング
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０５３８号
東京都足立区江北７丁目12―８―110、開始決定時の住所東京都足立区新田２丁目５―13―101
破産者　江原三紀夫
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３３９６号
東京都台東区上野３丁目10番10号
破産者　株式会社シュウ・プランニング
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３６３９号
埼玉県所沢市林２丁目431番地６
破産者　株式会社サン物流
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３６４１号
埼玉県入間市大字仏子603―１―31―202、開始決定時の住所埼玉県入間市牛沢町８―５
破産者　大友　信子
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２８号
埼玉県さいたま市大宮区高鼻町１丁目53
破産者　嶽山　和子
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０９号
千葉県市原市東五所35―２
破産者　井川　洋子
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７１１号
東京都世田谷区上馬４丁目31―４―201
破産者　菊池眞由美
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８２５号
神奈川県小田原市南鴨宮３丁目48番６号　アメニティ鴨宮703号
破産者　株式会社ＩＮＰＡＣＴ
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２５２８号
神奈川県川崎市多摩区西生田４丁目20―10―102
破産者　齊藤　俊明
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３２７０号
徳島県徳島市南昭和町１丁目29番地
破産者　株式会社山口屋
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３２７１号
徳島県徳島市沖浜東１丁目４
破産者　山口　基司
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３３０８号
東京都足立区東綾瀬２丁目５－４―408
破産者　松井　　茂
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３５３９号
東京都中央区湊３丁目13番８号
破産者　株式会社シグナル
1　決定年月日　平成22年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部